

# 給 付 金 一 覧

番号	種類	適用	支給額	証明書類 (コピー可)
①	結婚祝金	被共済者が結婚したとき	30,000円	戸籍謄(抄)本・ 婚姻届受理証明書のいずれか
		被共済者期間が1年未満であり、かつ勤続年数5年未満の被共済者が結婚したとき	15,000円	
②	出産祝金	被共済者又はその配偶者が出産したとき (出生日から14日以内に死亡した子を除く)	1子につき 10,000円	戸籍謄(抄)本・ 出生届受理証明書・ 母子手帳(出生届出済証明のページ) のいずれか
③	入学祝金	被共済者本人が高等学校もしくは大学に入学したとき又は中等教育学校の後期課程に進級したとき	15,000円	就学通知書・在学証明書・生徒手帳の いずれか
		被共済者の子が小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に入学したとき	10,000円	
④	災害 見舞金	被共済者の居住している家屋が火災により焼失・損壊したとき、又は自然災害により損壊・床上浸水したとき(地震によるものを除く) ※全焼・全壊とは、延床面積の7割以上の被災、半焼・半壊とは、延床面積の2割以上7割未満の被災を言います。 ※床上浸水とは、家屋の居住部分の床上以上の浸水を言います。 ※従業員寮はそれぞれ半額です。		
		火災による全焼又は全壊のとき	400,000円	被災証明書
		火災による半焼又は半壊のとき	360,000円	
		自然災害による全壊のとき	120,000円	
		自然災害による半壊のとき	60,000円	
自然災害による床上浸水のとき	12,000円			

番号	種類	適用	支給額	証明書類 (コピー可)
⑤	傷病 見舞金	被共済者が引き続き14日以上療養を要する負傷又は疾病によって欠勤したとき（事業主である被共済者は入院日数が欠勤日数となります） ただし、当該給付事由の発生の日（欠勤日数の最終日）前1年の間に発生した給付すべき傷病見舞金の額との合算額は68,000円を上限とします。 ※退院後自宅療養中の証明を医療機関でもらえない場合は吹田市地域経済振興室までお問い合わせください。		
		欠勤日数 14日～29日	9,000円	傷病名及び欠勤(入院)期間が明記された医療機関の証明書
		欠勤日数 30日～44日	16,000円	
		欠勤日数 45日～59日	23,000円	
		欠勤日数 60日～74日	29,000円	
		欠勤日数 75日～89日	36,000円	
		欠勤日数 90日～104日	42,000円	
		欠勤日数 105日～119日	48,000円	
		欠勤日数 120日～134日	55,000円	
		欠勤日数 135日～149日	61,000円	
		欠勤日数 150日～	68,000円	
⑥	重度障害 見舞金	被共済者が労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するに至ったとき	120,000円	
⑦	死亡 弔慰金	被共済者が死亡したとき	200,000円	死亡:戸籍謄(抄)本 死産:死産証明 ※死亡事実と、申請 者と死亡者との続 柄がわかる証明書
		被共済者の配偶者が死亡したとき	100,000円	
		被共済者の父母が死亡したとき（姻族の父母を除く）	15,000円	
		被共済者の子が死亡したとき（出産日から14日以内の死亡は除く）	40,000円	
		被共済者又は配偶者が妊娠4か月以上で死産したとき又は 出産日から14日以内に子が死亡したとき	10,000円	

番号	種類	適用	支給額	証明書類 (コピー可)
⑧	永年勤続 慰労金	被共済者が同一企業で勤続10年に達したとき	8,000円	※事業主である被共済者は対象外
		被共済者が同一企業で勤続15年に達したとき	15,000円	
		被共済者が同一企業で勤続20年に達したとき	23,000円	
		被共済者が同一企業で勤続25年・30年・35年・40年に達したとき	30,000円	
⑨	退会 せん別金	被共済者期間3年以上4年未満で退会したとき	5,000円	
		被共済者期間4年以上5年未満で退会したとき	7,000円	
		被共済者期間5年以上6年未満で退会したとき	9,000円	
		被共済者期間6年以上7年未満で退会したとき	11,000円	
		被共済者期間7年以上8年未満で退会したとき	13,000円	
		被共済者期間8年以上9年未満で退会したとき	15,000円	
		被共済者期間9年以上10年未満で退会したとき	17,000円	
		被共済者期間10年以上11年未満で退会したとき	19,000円	
		被共済者期間11年以上12年未満で退会したとき	21,000円	
		被共済者期間12年以上	1年増すごとに 2,000円加算する	

申請の受付期間は、事由発生後1年以内に限りますので、ご注意ください。